

## 中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証制度）の認定申請について

## 第5号（業種関係）

## (1) 認定基準 次のいずれかに該当すること。

(イ) 経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高）が、前年同期の売上高等に比して**5%以上**減少していること。

(ロ) 経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であつて、原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供に係る売上原価のうち**20%以上**を占める原油又は石油製品の仕入価格が**20%以上**上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。（ $P、P1、P2 > 0$ ）

## (2) 必要書類

ア 認定申請書（市指定様式）**1通**

イ 売上高等確認書（市指定様式）※申請書イー1で申請する場合は不要

ウ 確定申告書（法人の場合は決算書の別表1、法人事業概況説明書）の写し（電子申告の場合はメール詳細を添付）

エ 履歴事項全部証明書（写しも可）（法人でない場合は不要）

オ 許認可書等の写し（必要業種のみ）

カ 認定申請書、添付書類に記入した金額の根拠（月毎の売上げがわかる試算表、売上台帳 等）

## (3) その他

ア 「最近3か月」とは、原則として直近の3か月です。10月の申請であれば、前月を含む7・8・9月の3か月となります。月初めで前月分が未集計の場合は、前々月を含む6・7・8月の3か月でも構いません。

イ 営んでいる事業が日本標準産業分類のどの業種に該当するか、その業種が指定業種となっているか、認定要件を満たしているかを事前にご確認のうえ、お申し込み下さい。

ウ 日本標準産業分類と指定業種は、中小企業庁のホームページに掲載されています。

[http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

エ 指定業種と非指定業種の売上げが分けられない場合、認定を行えないことがございます。

オ 認定申請者の事業形態により申請書及び売上高等確認書が変わります。所定の申請書で申請して下さい。（詳しくは裏面をご覧ください）

<申請・問合せ先> 府中市生活環境部産業振興課商工係

T E L 042-335-4142 F A X 042-360-9370

（裏面あり）

## <認定申請者の事業形態による分類>

### **単一事業者**【1つの細分類業種に属する事業（以下「事業」という。）のみを行っている事業者】

認定要件：企業全体の売上高等の減少等が認定基準を満たすこと

申請・確認する売上高：企業全体

申請様式：(イ)－①、(ロ)－①及び売上高等確認書（イ－①で申請する場合は不要）

(イ)－④ 新型コロナウイルス感染症により認定要件緩和

### **兼業者 1**【複数の事業を営み、当該事業が全て指定業種である事業者】

認定要件：企業全体の売上高等の減少等が認定基準を満たすこと

申請・確認する売上高：企業全体

申請様式：(イ)－①、(ロ)－①及び売上高等確認書（イ－①で申請する場合は不要）

(イ)－④ 新型コロナウイルス感染症により認定要件緩和

### **兼業者 2**【複数の事業を営み、そのうち主たる事業(※1)が指定業種である事業者】

認定要件：主たる業種及び企業全体の双方の、売上高等の減少等が認定基準を満たすこと

申請・確認する売上高：主たる業種及び企業全体

申請様式：(イ)－②、(ロ)－②及び売上高等確認書

※1：主たる事業とは、最近1年間の売上高等が最も大きい事業をいう

(イ)－⑤ 新型コロナウイルス感染症により認定要件緩和

### **兼業者 3**【複数の事業を営み、そのうち1つでも指定業種（主たる業種かどうかを問わない）を含んでいる事業者】

認定要件：行っている事業が属する指定業種の売上高等の減少等が企業全体に相当程度の影響を与えていることによって、企業全体の売上高等の減少等が認定基準を満たすこと

申請・確認する売上高：指定業種及び企業全体

申請様式：(イ)－③、(ロ)－③及び売上高等確認書

(イ)－⑥ 新型コロナウイルス感染症により認定要件緩和